

歳末たすけあい募金助成金事業交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人大阪府共同募金会交野地区募金会（以下「本地区募金会」という。）は、歳末時期等において、地域福祉活動や在宅福祉サービス充実強化など地域福祉事業を推進する事業を行う交野市内の活動団体・地域組織に対し、12月1日から実施する歳末たすけあい運動の募金額の範囲内において、歳末たすけあい募金助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(助成対象と助成額)

第2条 助成金と対象となる団体は、交野市内で活動しているボランティアグループ・福祉団体・NPO団体・市民活動団体・地域組織とする。

- 2 助成を受けようとするものは、別に定める申請書等必要書類を定められた期限までに本会へ提出しなければならない。
- 3 助成金対象事業は、対象団体が、地域福祉活動強化等地域福祉事業を推進する事業であって、具体的な事業計画のあるものとする。

①地域福祉事業を推進する事業

例：地域の高齢者や障害者の見守りを行う事業

世代間交流事業

サロン等、地域との交流事業

住民団体の協働を推進する事業

地域行事等、地域住民間の関係強化を図る事業

ボランティア等が行う歳末警戒等防犯活動を行う事業

避難訓練等、防災に関する訓練等の事業

②その他本会が必要と認めた事業

- 4 1団体あたりの助成金は、10万円を上限とする。ただし、事業費総額が10万円未満の場合は、その総額を助成金の上限とし、千円未満は切り捨てるものとする。
- 5 助成にあたっての留意点は、次のとおりとする
 - ①他の補助金や公的補助等を活用していないこと。
 - ②助成対象事業の事業費を対象とする。
 - ③団体の運営費、構成員の互助共済のみを目的とする事業は対象とならない。

(助成金の交付の申請)

第3条 申請を行う団体は、申請期間中に、歳末たすけあい募金助成金交付申請書(様式第1号)を本地区募金会に提出をするものとする。
なお、1つの団体からの申請は1件のみとする。

2 申請の対象となる事業は、当年度 12 月 1 日から翌年 1 月末日までとする。

3 申請書提出先

社会福祉法人大阪府共同募金会交野地区募金会

交野市社会福祉協議会内

交野市天野が原町 5 - 5 - 1 保健福祉総合センター 1 階

電話：072-895-1185 FAX：072-895-1192

4 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

①団体概要書（定款、会則、規約）

②歳末たすけあい募金助成金事業計画書（別紙 1）

③事業収支予算書（別紙 2）

④見積書等信憑書類

（助成金の交付決定）

第 4 条 本地区募金会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、本地区募金会理事会において、12 月下旬に助成の可否を審査・決定する。

2 助成の可否決定については、本地区募金会から申請のあった団体へ歳末たすけあい募金助成金交付決定通知書（様式第 2 号）にて通知するものとする。

（助成金の交付）

第 5 条 前条の規定による助成金交付決定の通知を受けた団体は、歳末たすけあい募金助成金交付請求書（様式第 3 号）と歳末たすけあい募金助成金事業 事業周知・広報計画書（別紙 1）を本地区募金会に提出をするものとする。

2 助成金の交付は、本地区募金会へ請求書の提出後、貴団体の指定銀行口座へ振込を行う。

（公表）

第 6 条 助成を受けた団体は、助成金による事業の成果を募金協力者である地域住民に公表し、歳末たすけあい募金の使途への理解を深めるよう努める。

（事業完了報告）

第 7 条 助成を受けた団体は、助成金による事業を終了したときは、「歳末たすけあい募金助成金完了報告書」（様式第 4 号）を速やかに本地区募金会へ提出しなければならない。

- 2 前項の完了報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ①所要経費の証憑書類（業者の請求の写し）
 - ②業者の領収書の写し又は銀行振込の受領書の写し
 - ③当該年度の決算書
 - ④歳末たすけあい募金助成事業周知・広報報告書（別紙1）
 - ⑤当該事業の資料や広報紙、写真など

- 3 本地区募金会から、必要に応じて、事業途中の段階で報告書の提出を求められた場合、それに応じなければならない。

附則 平成 25 年 11 月 1 日施行